

第122回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場へのご来場はできるだけお控えいただき、書面(郵送)またはインターネットによる議決権の事前行使を強くお願い申し上げます。

日時

2021年6月29日(火曜日) 午前10時

書面 (郵送) またはインターネットによる 議決権行使期限

> 2021年6月28日 (月曜日) 午後5時30分まで

場 所

東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル メインタワー32階 アクアマリン32

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書	書類 5
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役 (監査等委員である
	取締役を除く)6名選任の件
第3号議案	取締役(監査等委員である
	取締役および社外取締役を
	除く)に対する譲渡制限付
	株式の割当てのための報酬
	決定の件
(添付書類)	
事業報告	13
連結計算書類…	26
計算書類	28
監査報告書	30

加藤製作所

株 主 各 位

東京都品川区東大井一丁目9番37号

紫加藤製作所

代表取締役 加藤公康

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日の来場はお控えいただくとともに、ご出席に代えて書面またはインターネットにより、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3~4ページ記載のご案内に沿って、2021年6月28日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2021年6月29日 (火曜日) 午前10時
- 2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル メインタワー32階 アクアマリン32
- 3. 会議の目的事項

報告事項

- 1. 第122期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第122期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 6名選任の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く) に対する譲渡制限 付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

○お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

○お知らせ

- ・当社は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社 ウェブサイト (http://www.kato-works.co.jp/) に掲載しておりますので、本添付書類には 記載しておりません。従いまして、本添付書類は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監 査をした事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に 際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - (1)事業報告の「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)およびその運用状況」および「剰余金の配当等の決定に関する方針|
 - (2)連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - (3)計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kato-works.co.jp/)に修正内容を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け株主総会当日の対応について、以下のとおりご案内申 し上げます。株主の皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【当社の対応】

- ・出席役員・運営スタッフは事前に体調確認・検温を実施し、当日はマスクを着用いたします。
- ・会場受付および議長席に飛沫防止用のアクリル板を設置いたします。
- ・会場入口および会場内数ヵ所にアルコール消毒液を設置いたします。

【株主様へのお願い】

- ・ご来場の際にスタッフによる検温を実施いたします。なお、計測時に37.5度以上の発熱や体調不良が見受けられる場合は、ご入場をお断りいたします。予めご了承願います。
- ・会場内ではマスクの着用をお願いします。またアルコール消毒液の使用にご協力ください。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますよ うお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面(郵送)で 議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の替否 をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日 (月曜日) 午後5時30分到着分まで



インターネットで 議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の替否を ご入力ください。

行使期限

2021年6月28日 (月曜日) 午後5時30分入力完了分まで



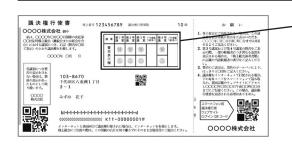
株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封 の議決権行使書用紙を会場受付へご提出 ください。

株主総会開催日時

2021年6月29日 (火曜日) 午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第3号議案

- 替成の場合
- 「替」の欄に〇印
- 反対する場合
- 「否」の欄に〇印

第2号議案

- 全員賛成の場合
- ≫ 「替 | の欄に○印
- 全員反対する場合 >>
- 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を 反対する場合
- 「賛」の欄に○印をし、
- 反対する候補者の番号を ご記入ください。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱い たします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権 行使期限 2021年6月28日 (月曜日) 午後5時30分まで

議決権行使 ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/



QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく 議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。 ※ QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

00.0120-768-524

平日9:00~21:00

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権 行使コード**」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」 を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定配当を基本としながら、企業体質の強化を図るため、内部留保に留意しつつ、経営環境や収益状況等を総合的に勘案したうえで、株主の皆様のご希望にお応えしていきたいと考えております。

当期の中間配当金につきましては無配といたしましたが、期末配当金につきましては、 上記方針に基づき1株につき10円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- 1. 配当財産の割当に関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金10円 総額 117,172,700円
- 2. 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月30日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く)6名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案は妥当であり、本総会において陳述すべき特段の事項はない旨の意見を受けております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏	名		現在の当社における地位	
1	力 ************************************	藤	公	康	代表取締役社長	再任
2	お か 近	të H	美	掌男	取締役専務執行役員	再任
3	渡	なべ 邊	*** * ********************************	雄	取締役執行役員	再任
4	石	居	*************************************	⊃ ∜	取締役執行役員	再任
5	近	藤	康	博	執行役員	新任
6	おおかみ 狼		まし 嘉	あき 彰	取締役	再任 社外 独立

候補者番号

1

加藤公康

再任

- ●生年月日 1968年8月25日生
- ●所有する当社の株式の数 350,580株
- ●取締役会への出席状況 12/12 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4 月 当社入社

1993年 7月 当社監査役室長

1996年8月 当社技術本部長

1997年 5 月 当社資材本部長

1997年 6 月 当社取締役技術本部長・資材本部長

2001年6月 当社取締役・常務執行役員経営企画担当

2004年6月 当社代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

加藤(中国)工程机械有限公司董事 KATO WORKS(THAILAND)CO.,LTD.取締役

取締役候補者とした理由

同氏は、当社代表取締役社長として豊富な経験を有し、現在も当社の最高執行責任者としてリーダーシップを発揮し、現在取締役会における経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしていることから、同氏の能力および経験等を当社の経営に生かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

世 美津男

再任

岡

- ●生年月日 1954年7月13日生
- ●所有する当社の株式の数 6.566株
- ●取締役会への出席状況 12/12 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4 月 当社入社

2006年7月 当社設計第一部長

2010年6月 当計執行役員開発本部長

2012年6月 当社取締役・執行役員開発本部長

2014年 6 月 当社取締役·執行役員製造本部長兼開発本部長

2016年6月 当社取締役·常務執行役員製造部門兼開発部門担当、 ISO担当

2020年 6月 当社取締役・専務執行役員製造本部長兼茨城工場長、 ISO・プロダクトサポート部・品質保証部担当(現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり当社の製造開発部門の業務に携わり、技術開発分野における豊富な経験と実績を有しており、現在取締役会における経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしていることから、同氏の能力および経験等を当社の経営に生かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

渡邊孝雄

再任

- ●生年月日 1961年12月25日生
- ●所有する当社の株式の数 2.473株
- 取締役会への出席状況12/12(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月 当 入 计

2012年 4 月 当社名古屋支店長

2015年5月 当社建機営業部長

2015年7月 当社執行役員営業部長(建設機械担当)

2018年 6 月 当社取締役・執行役員国内営業本部長兼建設機械営業部長 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり当社の営業部門の業務に携わり、国内市場において、豊富な経験と実績を有しており、現在取締役会における経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしていることから、同氏の能力および経験等を当社の経営に生かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

居 孝 扁

再任

- ●生年月日 1955年1月30日生
- ●所有する当社の株式の数 2.473株
- ●取締役会への出席状況 12/12 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 石川島播磨重工業株式会社(現 株式会社IHI) 入社 2003年 7月 同社エネルギー事業本部電力プロジェクト海外営業部

部長

2007年7月 同社クアラルンプール事務所 所長

2012年6月 IHI 建機株式会社 (2016年11月株式会社KATO

HICOMに商号変更)取締役営業統括部 統括部長

2017年 6 月 同社取締役営業統括部 統括部長兼当社海外営業統括部 長

2018年 3 月 当社海外営業統括部長兼HICOM事業部営業統括部長

2018年6月 当社取締役・執行役員海外営業部長

2020年6月 当社取締役·執行役員海外統括本部長兼海外営業部長 (現任)

重要な兼職の状況

加藤中国工程机械有限公司董事 加藤中駿(厦門)建機有限公司監事 KATO IMER S.p.A.取締役、KATO EUROPE B.V.社長 ICOMAC.INC.社長

取締役候補者とした理由

同氏は、株式会社IHIにおいて主に海外営業に携わり、また、IHI建機株式会社において国内および海外営業に携わり、豊富な経験と実績を有しており、現在取締役会における経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしていることから、同氏の能力および経験等を当社の経営に生かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

5

近藤康博

新任

- ●生年月日 1960年5月13日生
- ●所有する当社の株式の数 1,977株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社

2006年7月 当社設計第一部第二課 課長

2010年 7 月 当社設計第一部 部長兼第二課 課長

2019年6月 当社執行役員開発副本部長兼設計第一部 部長

2020年6月 当社執行役員開発本部長兼設計第一部 部長 (現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり当社主要製品の設計業務に携わり、2019年からは開発部門全体の責任者を務めております。同部門で培った豊富な識見は、今後当社の経営基盤強化に不可欠である製品の品質向上に幅広く必要であると考え、新任の取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

6

おおかみ **視** よし **喜**

彰

あき

再任

社外Ⅱ独

独立

- ●生年月日 1939年7月26日生
- ●所有する当社の株式の数 2,638株
- ●取締役会への出席状況 12/12 (100 %)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1968年 4 月 科学技術庁航空宇宙技術研究所宇宙研究グループ研究員

1991年 4 月 東京工業大学工学部機械宇宙学科教授

1999年 4月 (財)宇宙開発事業団技術研究本部特任参事・技術総監

2000年 4 月 東京工業大学名誉教授 (現任)

2000年 4 月 慶應義塾大学システムデザイン工学科教授

2008年 4月 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科長・教授

2011年 4月 慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所顧問(現任、現在は名誉顧問)

2014年6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

東京工業大学名誉教授

慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所名誉顧問 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)宇宙太陽光発電システム基盤技術検討委員会委員長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

同氏は、航空宇宙技術研究開発に長年携わっており、当社の社外取締役に就任以降、主に当社製品の開発・設計等に関し、貴重なご意見を頂いております。今後も機械系メーカーである当社の技術的な発展および企業価値向上のため、社外取締役として、引き続き選任をお願いするものです。また、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学教授を歴任しており、豊富な経験、識見から当社の社外取締役として職務を適切に遂行していただけると判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、7年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。 当該保険契約は、故意または重過失等の一部免責事項を除き、被保険者である当社取締役がその職務 につき行った行為に起因して生じる被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されるものであ り、被保険者すべての保険料を当社が負担しております。なお、各取締役候補者の選任が承認可決さ れた場合には当該契約を更新する予定です。
 - 3. 狼嘉彰氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で締結している会社法第427条第1項に定める 賠償責任を限定する契約を継続し、当該契約に基づく責任限度額については法令が規定する額とする 予定です。
 - 4. 当社は狼嘉彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
 - 5. 各候補者の所有する当社の株式の数は、役員または従業員持株会における持分を含んでおります。

【ご参考】社外役員の独立性判断基準

東京証券取引所で定める独立性に関する要件を充足する者を当社から独立性を有するものとする。 但し、以下に該当する者については、その実態を踏まえて慎重に独立性を判断する。

- 1. 当社から役員報酬以外に多額の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
- 2. 当社から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- 3. 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- 4. 次に掲げる者(重要でない者は除く)の近親者。
 - A. 上記1~3に該当する者。
 - B. 当社およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

第3号議案

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に対する譲渡 制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額は、2016年6月29日開催の当社第117回定時株主総会において、年額300百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という)を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は7名(うち社外取締役1名)であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役(監査等委員である取締役を除く)は6名(うち社外取締役1名)となります。

記

≪対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限≫

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任するまでの間(以下、「譲渡制限期間」という)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という)。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という)であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令を受け、各自治体からの外出および営業自粛要請もあり、個人消費を含め経済活動全般が停滞いたしました。欧米市場においても国内同様に需要の減少が見られました。一方、中国市場では政府の景気刺激策もあり需要の増加が見られました。しかしながら競合である現地メーカーとの販売競争は厳しさを増し、建設機械全体では総じて前年同期に比し厳しい状況が継続いたしました。

このような状況下、当社グループでは国内外における需要の減少に対応するため生産調整による在庫調整に加え、経費削減策を推進するなど業績の改善に努めてまいりましたが、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は585億1千9百万円(前年同期比75.1%)、営業損失28億1千万円(前年同期は営業損失2億8千2百万円)、経常損失19億2千1百万円(前年同期は経常損失4億4千4百万円)となり、親会社株主に帰属する当期純損失57億3千8百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失13億2千9百万円)と非常に厳しい結果となりました。主要事業における売上高の減少による損失に加え、2020年7月に開業したホテルにつきましても新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく、減損損失7億4百万円を計上しました。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチン普及等により2022年3月期第2四半期以降、国内需要の回復を見込んでおりますが、その可能性につきましては不透明さが拭えないことから繰延税金資産の一部を取り崩し、法人税等調整額を29億4千1百万円計上しました。

なお、これまで非連結子会社であった三陽電器株式会社は今後の成長戦略の重要性を勘案 し当該連結会計年度末より連結範囲に含めております。

≪セグメント別の状況≫

① 日本

国内向け建設機械は、公共投資が底堅く推移した一方、民間の設備投資につきましては新型コロナウイルス感染拡大の影響から顧客の投資抑制に対する意識が働いたこともあり、需要は減少しました。海外向け建設機械につきましても、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の低迷に伴い需要は減少しました。日本の売上高は512億7千7百万円(前年同期比76.5%)となりました。セグメント損失は25億1千1百万円(前年同期はセグメント損失13億5百万円)となりました。

② 中国

中国においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制できたことに加え、中国政府の景気刺激策もあり需要は増加しました。しかしながら現地メーカーの値下げ攻勢に苦戦し売上高は減少しました。中国の売上高は66億8千5百万円(前年同期比68.1%)となりました。セグメント利益は3億4千9百万円(前年同期比29.5%)となりました。

③ その他

その他は、新型コロナウイルス感染症の影響により欧州を中心に依然として厳しい状況が続いております。その他の売上高は29億4千1百万円(前年同期比59.8%)となりました。セグメント損失は10億6千3百万円(前年同期はセグメント損失6億4千4百万円)となりました。

≪主要品目別売上高の状況≫

単位:百万円

品目名	今期(2020年度)	前期(2019年度)	前年同期比
建設用クレーン	34,773	47,813	72.7%
油圧ショベル等	22,142	29,029	76.3%
その他	1,604	1,051	152.6%

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は28億4百万円となりました。主なものとしてはホテル建設に伴う新規設備に19億7千4百万円であります。

また、当連結会計年度において特記すべき資金調達はありません。

(3) 対処すべき課題

今後、国内においてはワクチンの普及により、新型コロナウイルス感染症の影響が収束していくことが見込まれる一方で、経済活動が感染拡大以前の水準まで回復するかは依然、不透明な状況にあります。また、海外においては、中国を中心に需要の増加が見られるものの、現地メーカーとの販売競争は厳しさを増しております。

当社は、2019年に策定いたしました「中期経営計画2019-2021 —Progress To The Next Stage— 次なるステージに進化」において、総合建機メーカーを目指し、様々な取り組みを行ってまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によるお客様の動向の変化や、競合他社との競争激化など、事業環境は著しく変化しており、大きく方針の転換を迫られております。事業環境に合わせた方針を策定し、早期に業績改善を行い、将来に向けた再成長を実現していくために「KATO Reborn Project」を立ち上げました。

本プロジェクトにおける重点テーマは以下のとおりです。

- ・製品ポートフォリオの見直しによる収益の最大化
- ・開発資源の集中による製品開発の加速
- ・グローバル戦略の見直しおよびサプライチェーンの再構築
- ・抜本的なコスト構造の見直し
- ・アフターマーケットへの更なる注力

喫緊の課題である早期の業績改善はもちろん、現状の当社が抱える課題と正面から向き合い、厳しい事業環境下にも動じない強固な経営基盤づくりを進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申 し上げます。

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社が取引金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約、コミットメントライン契約およびその他借入金契約の内、借入金残高135億4千4百万円は財務制限条項が付されているものがあります。

当連結会計年度末において、以下の条項に抵触している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

- ・135億4千4百万円の内、15億円については、各事業年度末日における単体または連結の 損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと
- ・135億4千4百万円の内、108億9千4百万円については、各事業年度末日における連結の 損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと

このような状況を解消するため、当連結会計年度において費用の抑制、在庫調整、足元の収益改善を行ってきました。また、早期の業績改善等を計画した「KATO Reborn

Project」を立ち上げ構造改革を進めてまいります。主要銀行とはこうした取り組み等について、建設的な協議を実施していることから、今後も継続的な支援が得られるものと考えております。

2022年3月期より「KATO Reborn Project」を早期に実行し、経営基盤の強化と収益性向上に伴う着実な企業価値拡大を実現させ、業績および財務状況の改善により財務制限条項の解除に努めてまいります。

したがって、当社グループには、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められない と判断しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区		分	第119期 (2018年3月期)	第120期 (2019年3月期)	第121期 (2020年3月期)	第122期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
			百万円	百万円	百万円	百万円
売	上	高	86,974	85,409	77,894	58,519
+0 4 11 11 2		16 6	百万円	百万円	百万円	百万円
親会社株主に帰 親会社株主に帰			3,033	3,034	△1,329	△5,738
			円	円	円	円
1株当たり1株当たり	当期純朴 J当期純	川益または 泊損失(△)	258.91	258.99	△113.50	△489.75
			百万円	百万円	百万円	百万円
総	資	産	120,253	125,557	125,393	115,822
			百万円	百万円	百万円	百万円
純	資	産	57,009	58,496	55,569	51,494

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
 - 2. 第122期 (当連結会計年度) における経営成績の概況につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
加藤(中国)工程机械有限公司	62,500千米ドル	100%	油圧ショベル等の製品および部品の製造販売
加藤中駿(厦門)建機有限公司	3,000万人民元	51.0%	油圧ショベル等の製品および部品の製造販売
KATO WORKS (THAILAND) CO.,LTD.	1,200,000千タイバーツ	100%	建設用クレーンの製品および部品の製造販売
KATO IMER S.p.A.	3,400千ユーロ	51.0%	ミニショベル等の製品および部品の製造販売

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社4社を含む7社であります。

(7) 主要な事業内容

区分	主要な製品および事業内容
建設用クレーン	ラフテレーンクレーン、オールテレーンクレーン、クローラクレーン、トラック クレーン他の製造ならびに販売
油圧ショベル等	油圧ショベル・ミニショベル、クローラキャリア、アースドリル他の製造ならび に販売
そ の 他	路面清掃車、万能吸引車他の製造ならびに販売

(8) 主要な営業所および事業所 ① 当社

名	称	所 在 地	名 称	所 在 地
本	社	東京都品川区	東京支店	東京都品川区
茨 城	工場	茨 城 県 猿 島 郡 五 霞 町	横 浜 支 店	神奈川県横浜市
群馬	工場	群馬県太田市	名古屋支店	愛知県名古屋市
坂東	工場	茨 城 県 坂 東 市	大 阪 支 店	大阪府大阪市
北海道	支店	北海道札幌市	中 国 支 店	広島県広島市
東北	支 店	宮城県仙台市	四 国 支 店	香川県高松市
北関東	支店	埼玉県さいたま市	九州支店	福岡県福岡市
千 葉	支 店	千葉県千葉市	沖 縄 支 店	沖縄県那覇市

重要な子会社

会 社 名	所 在 地
加藤(中国)工程机械有限公司	中国江蘇省昆山市
加藤中駿(厦門)建機有限公司	中国福建省厦門市
KATO WORKS (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国ラヨーン県
KATO IMER S.p.A.	イタリア共和国トスカーナ州

(9) 従業員の状況

- ① 企業集団の従業員の状況 従業員数1,268名
- ② 当社の従業員の状況

	従	業	員	数		前期末比増減		均年齢	平均勤続年数
男		性		783	名	1 (減) 名		40.1 才	14.1 年
女		性		117		5 (増)		40.1	12.0
合計ま	たは平	均		900		4 (増)		40.1	13.9

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先

			借	入	4	先			借	入	残	高	
株	式	会	社	1)	そ	な	銀	行				13,118	百万円
株	式	会	社	み	す"	ほ	銀	行				8,416	百万円
株	式	会	社	Ξ	井 住	友	銀	行				6,776	百万円
株	式	会	社	Ξ	菱	UFJ	銀	行				4,772	百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

46,800,000株

(2) 発行済株式の総数

11,743,587株 (自己株式 26,317株を含む)

(3) 株主数

6,982名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名		持	株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	(信託口)		714 千株	6.10 %
第一生命保険株式	会 社		652	5.57
GOLDMAN SACHS INTERNA	ATIONAL		648	5.53
株式会社りそな	銀行		573	4.89
株式会社日本カストディ銀行(作	言託口)		519	4.43
加藤公	康		341	2.91
日 本 生 命 保 険 相 互	会 社		228	1.95
株式会社日本カストディ銀行(信)	託口9)		202	1.73
株式会社みずほ	銀 行		195	1.67
住 友 生 命 保 険 株 式	会 社		186	1.59

⁽注) 持株比率は、自己株式(26,317株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等

地 位	氏		â	名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	加	藤	公	康	加藤(中国)工程机械有限公司董事 KATO WORKS(THAILAND)CO.,LTD.取締役
取締役専務執行役員	岡	Ш	美津	男	製造本部長兼茨城工場長 ISO・プロダクトサポート部・品質保証部担当
取締役常務執行役員	井	上	芳	樹	総務人事統括部長兼HICOM事業部長 内部統制・コンプライアンス部担当
取締役執行役員	小	西	Ξ	郎	財務統括部長 管理部、情報システム部、広報部担当 加藤(中国)工程机械有限公司監事 KATO EUROPE B.V.取締役
取締役執行役員	Ė		雲	峰	中国統括本部長 中国総代表 加藤(中国)工程机械有限公司董事長総経理 KATO WORKS(THAILAND)CO.,LTD.取締役
取締役執行役員	渡	邊	孝	雄	国内営業本部長兼建設機械営業部長
取締役執行役員	石	居	孝	嗣	海外統括本部長兼海外営業部長 KATO IMER S.p.A.取締役 KATO EUROPE B.V.社長 ICOMAC,INC.社長
取 締 役	狼		嘉	彰	東京工業大学名誉教授、慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所名誉顧問、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)宇宙太陽光発電システム基盤技術検討委員会委員長
取 締 役 (常勤監査等委員)	柳		義	孝	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	室	中	道	雄	室中公認会計士事務所代表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	今	井	博	紀	多田総合法律事務所 弁護士
取 締 役(監査等委員)	座	間	眞 一	郎	学校法人玉川学園理事長付

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
 - (1) 取締役 白雲峰氏は、2021年4月2日に逝去され、同日付で取締役を退任いたしました。
 - (2) 取締役(監査等委員) 柳義孝氏は、2020年6月26日開催の第121回定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
 - (3) 取締役(監査等委員)工藤和博氏は、2020年6月26日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 - 2. 取締役狼嘉彰、取締役(監査等委員)室中道雄、取締役(監査等委員)今井博紀、取締役(監査等委員)座間眞一郎の各氏は、社外取締役であります。
 - 3. 取締役狼嘉彰、取締役(監査等委員)室中道雄、取締役(監査等委員)今井博紀、取締役(監査等委員)座間眞一郎の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 - 4. 取締役(監査等委員)室中道雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 常勤の監査等委員に柳義孝氏を選定した理由といたしましては、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするためであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は業務執行を行わない取締役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項および当社定款第27条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責、業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬等および非金銭報酬等の構成とし、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務を鑑みて基本報酬のみとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月29日開催の第117回定時株主総会において監査等委員を除く取締役の報酬額については、総枠で年額300百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)、監査等委員である取締役の報酬額については、総枠で年額50百万円以内とすることを決議いたしました。なお、取締役の員数については定款で12名以内(うち監査等委員である取締役は5名以内)と定めており、当該議案の決議時点における監査等委員であるものを除く取締役は6名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役は3名でした。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬額については、当社全体の業績に加え、各取締役の担当事業および委嘱業務の業績を踏まえた評価を行うため、業務執行の最高責任者である代表取締役社長の加藤公康が取締役会より委任を受け内容の決定をしております。第122期における各取締役の報酬額については上記に従い算定することで2020年6月26日開催の取締役会にて決議しております。なお、監査等委員である取締役の各報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	 報酬等の 総額	報酬等の	対象となる 役員の員数		
	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	(人)
取締役 (監査等委員であるものを除く)	116	116	_	_	8
監査等委員である取締役	29	29	_	_	4
合 計 (う ち 社 外 役 員)	145 (27)	145 (27)	_ (-)	_ (-)	12 (4)

- (注) 1. 上記、取締役の報酬等の額には、使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 当事業年度において業績連動報酬等および非金銭報酬はございません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役狼 嘉彰氏の兼職先である東京工業大学、慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)と当社の間には特別な関係はありません。

取締役 (監査等委員) 室中道雄氏の兼職先である室中公認会計士事務所と当社の間には特別な関係はありません。

取締役(監査等委員)今井博紀氏の兼職先である多田総合法律事務所と当社の間には特別な関係はありません。

取締役(監査等委員)座間眞一郎氏の兼職先である学校法人玉川学園と当社の間には特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区	分	月	5	名		主 な 活 動 状 況
取	締 役	狼		嘉	彰	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、大学教授としての専門的な見地から、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
取締役	(監査等委員)	室	中	道	雄	当事業年度開催の取締役会12回、監査等委員会12回 のすべてに出席し、公認会計士として企業会計に精通 する専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を 行っております。
取締役	(監査等委員)	今	井	博	紀	当事業年度開催の取締役会12回中11回、監査等委員会12回のすべてに出席し、弁護士として企業法務全般に関する専門的な見地から、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
取締役	(監査等委員)	座	間	眞 -	- 郎	当事業年度開催の取締役会12回中11回、監査等委員会12回のすべてに出席し、学園理事として培った経営全般に関する幅広い見地から、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

48百万円

② 当社ならびに当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 3. 当社の子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選任した監査等委員は、解任後最初の招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

2021年3月31日現在

科目	金額	科 目	金額
	百万円	(A = 0 tr)	百万円
(資産の部)	05.604	(負債の部)	26,002
流 動 資 産	85,694	流 動 負 債 支払手形及び買掛金	36,802 4,313
現 金 及 び 預 金	14,782	電子記録債務	7,940
受取手形及び売掛金	32,813		176
商品及び製品	25,695	短期借入金	14,193
仕 掛 品	5,568	1年内償還予定の社債 1年内返済予定の長期借入金	524 5,894
原材料及び貯蔵品	9,550	未払法人税等	116
その他	1,019	賞与引当金	475
		製品保証引当金	972
貸 倒 引 当 金	△3,735	そ の 他	2,195
固 定 資 産	30,127	固定負債	27,524
有形固定資産	25,235	社 债	3,612
 建物及び構築物	12,662	長期借入金 退職給付に係る負債	21,973 538
機械装置及び運搬具	3,162	U - ス債 務	137
土地地	6,884	繰延税金負債	1,113
リース資産	306	そ の 他	149
		負債合計 (純資産の部)	64,327
建設仮勘定	1,322	株主資産が配が	48,194
そ の 他	896	資本金	2,935
無形固定資産	422	資本剰余金	7,109
投資その他の資産	4,469	利 益 剰 余 金	38,188
		自己株式	△38
投資有価証券	2,214	その他の包括利益累計額	2,312
破産更生債権等	2,483	その他有価証券評価差額金	73
繰 延 税 金 資 産	1,257	為替換算調整勘定	2,330
その他	962	退職給付に係る調整累計額 非支配株主持分	△91 987
質 倒 引 当 金	△2,447		51,494
資産合計	115,822		115,822
	サの世帯を打しやママ	キニレクセリナナ	113,022

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

科目		金額	金	額
売 上 高 売 上 原 価 売 上 総 利 益		百万	円 	百万円 58,519 52,888 5,631
販売費及び一般管理費				8,442
営 業 損 失				2,810
営業外収益	_	F-0		
受取利	息	58		
割 賦 販 売 受 取 利 受 取 配 当	息	75 17		
受取 配当 為 替差	金益	242		
- 一	料	104		
貸 倒 引 当 金 戻 入	額	545		
製品保証引当金戻入	額	156		
その	他	419		1,619
営 業 外 費 用				
賃 貸 費	用	371		
支 払 利	息	246		
持分法による投資損	失	21		
支 払 手 数	料	53		704
7 O	他	38		731
経 常 損 失 特 別 利 益				1,921
固定資産売却	益	108		108
特別損失	ш	100		100
減損損	失	704		704
税金等調整前当期純損失				2,517
法人税、住民税及び事業税		290		
法人税等調整額		2,941		3,231
当期 純 損 失				5,748
非支配株主に帰属する当期純損失				10
親会社株主に帰属する当期純損失				5,738

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2021年3月31日現在

科目	金額	科		金額
/'A +	百万日		→ → □	百万円
(資産の部)		負債	の 部)	20.607
流動資産	64,266	流動負	債 手 形	30,607 645
現金及び預金		加 勤 員	テール 録 債 務	7,940
受 取 手 飛			事 金	2,710
売 掛 金		短期 付	昔 入 金	10.230
商品及び製品	19,971	1年内償還	予定の社債	524 5,278
十 仕 掛 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1年内返済予定		5,278
原材料及び貯蔵品			払	208
前 払 費 月	206	未払法	人 税 等	61
関係会社短期貸付金		14	・良	303 52
そ の tt		'∥ IJ — j	受 金 ス 債 務 り 金	176
貸倒引当金		預	払 受スリ引証 人費 債 当月 税 ()	120
固定資産	32,919	賞 _与_ 5	引 当 金証 引 当 金	471
有形固定資産	21,083	製品保	正 引 当 金 の 他	944
建	9,065		か 他 債	941 26,194
構築物		 	債	3,612
機械及び装置		│	昔 入 金	21,852
車両運搬		社	付引当金	405
工具、器具及び備品		リ ー :	 引 引 当 務 二金 金 負 情	137
土		繰延税	金 負 債 の 他	31 155
リース資産		負 債		56,802
建設仮勘定		(紅 資 産	= の 部)	30,002
無形固定資産	246	(純 資 産 株 主 資	本 金 金 ·	40,312
ソフトウェフ	I	│││ 資	全	2,935
ソフトウエア仮勘定		株資資本剰分		7,109
		資本 注	金 金 金	7,109 30,306
投資その他の資産	11,589		亦 並 準 備 金	733
投資有価証券	369	フカルエ		29,572
関係会社株式		TIT 70 88	発積立金	1,460
長期貸付金		.∥	積 立 金	26,560
破産更生債権等		繰 越 利	益剰余金	1,552
長期前払費用		自己株	式	△38
		評価・換算差額	領寺 『羊類会	70
			陸額型 合計	70 40,382
貸 倒 引 当 st 資 産 合 計	97,185	円	- <u> </u>	97,185
	37,100		·	57,105

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 2020年4月1日から2021年3月31日まで

科目		金額	金額
売 上 原 価 売 上 ※		百万円	百万円 51,277 46,557
売 上 総 利 益 販売費及び一般管理費			4,719 7,168
			2,448
営業損失営業外収益			2,440
受 取 利	息	47	
割 賦 販 売 受 取 利	息	72	
受 取 配 当	金	323	
受取ロイヤリティ	_	179	
為善養	益	84	
受 取 賃 貸	料	120	
貸倒引当金戻入	額	660	
製品保証引当金戻入 の	額	137	1 000
そ の 営業外費用	他	372	1,998
E	用	371	
支払利	息	150	
社債利	息	13	
貸 倒 引 当 金 繰 入	額	132	
支 払 手 数	料	38	
その	他	27	733
経 常 損 失			1,183
特別利益			
固 定 資 産 売 却	益	108	108
特 別 損 失	10		
子会社株式評価	損	132	
減 損 損	失	704	836
税 引 前 当 期 純 損 失		100	1,912
法人税、住民税及び事業税 法 人 税 等 調 整 額		100	2 002
法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 損 失		2,893	2,993 4,905
	7/1+/\-	 	4,905

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 加藤 製作所 取締 役 会 御中

> 東陽監査法人 東京事務所

指定社員 公認会計士 小 杉 真 剛 業務執行社員 指定社員 公認会計士 稲 野 讱 研

業務執行社員 指定社員 公認会計士 南 泉 充 秀

(EII) 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社加藤製作所の2020年4月1日から2021年3 月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動 計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し て、株式会社加藤製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況 を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準に おける当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我 が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその 他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判 断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であ るかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事 項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示および注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去または軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

辺

株式会社 加藤製作所取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 小杉 真 剛 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 稲 野業務執行社員

指定社員 公認会計士 南泉 充秀 印業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社加藤製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リス ク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結提益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社加藤製作所 監査等委員会

 常勤監査等委員
 柳
 義
 孝
 印

 監査等委員
 室
 中
 道
 雄
 印

 監査等委員
 今
 井
 博
 紀
 印

 監査等委員
 座
 間
 眞
 一
 郎

(注) 監査等委員 室中道雄、今井博紀及び座間眞一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項 に規定する社外取締役であります。

以上

<>	くモ	欄〉				

<>	くモ	欄〉				

株主総会会場ご案内図

会 場

交通のご案内

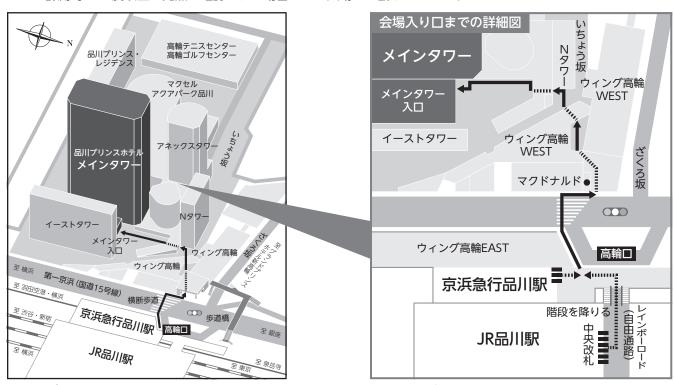
品川プリンスホテル メインタワー32階 アクアマリン32

JR線・京浜急行線 「品川駅」 (高輪口) より徒歩約3分

東京都港区高輪四丁月10番30号/電話(03)3440-1111(代表)

〔会場ご入場時のお願い〕

体温の計測、マスクの着用、手指の消毒等の感染拡大防止へのご協力をお願い申し上げます。 なお、計測時37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場をお断りいたします。



- ・品川プリンスホテルメインタワー入口から2階までエスカレーターをご利用いただき、2階より宴会場専用エレベーターで32階の会場受付までお越しください。
- ・ご来場に際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



